**平成２２年（フ）第２６１６号**
横浜市中区末吉町１丁目18番地
破産者　協同組合マリンヨコハマ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７７号**
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地１
破産者　株式会社浦田建設
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所中村支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第１０４号**
愛知県長久手市杁ケ池803番地　コートハウス30・302号
破産者　上江洌ひとみ（旧姓渋谷）
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月23日午後２時
平成26年１月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１２７６号**
愛知県春日井市八田町６丁目18番地６
破産者　坂本　和隆
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月15日午前11時10分
平成26年１月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４２２号**
奈良県天理市田井庄町569番地３　エクセレント天理201号室
破産者　中西　一喜
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年３月28日午前10時20分
平成26年１月31日　奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第３６０号**
仙台市宮城野区福田町南１丁目１番33号
破産者　株式会社セイエイ
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年４月17日午後１時50分
平成26年１月31日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０２６号**
埼玉県川口市柳崎５丁目15番25号
破産者　大栗壽美子
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年４月22日午前11時30分
平成26年１月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５３０号**
愛知県北名古屋市二子屋敷339番地１　Ｔｗｉｎｓ　Ｃｏｕｒｔ　Ｂ棟106号
破産者　小林　　誉
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年５月１日午前10時30分
平成26年１月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１２７０号**
愛知県尾張旭市三郷町中井田206番地
破産者　竹内　　寛
1　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
2　一般調査期日　平成26年４月23日午後２時10分
平成26年１月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６７０号**
堺市南区若松台３丁28番６号
破産者　鍋島　和史
1　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
2　一般調査期日　平成26年４月24日午前10時30分
平成26年１月30日
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期間

**平成２５年（フ）第４１９号**
北九州市門司区奥田４丁目３番11―503号
破産者　安田　郁雄
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期間　平成26年３月11日から平成26年３月18日まで
平成26年１月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 債権者集会等の期日

**平成１９年（フ）第１２４６６号**
東京都豊島区東池袋４丁目34番12号
破産者　株式会社東和エンタープライズ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時
平成26年１月30日
東京地方裁判所民事第20部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２４年（フ）第７号**
島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀1218番５
破産者　株式会社シザックス
異議申述期間　平成26年３月31日まで
平成26年１月31日
松江地方裁判所西郷支部破産係

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１２３５号**
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目６番３―24号、住民票上の住所千葉県柏市南柏１丁目７番６―505号
破産者　相川　祐志
免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
平成26年１月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

## 特別清算終結

**平成２４年（ヒ）第１０１号**
北海道旭川市工業団地１条２丁目37番89
清算株式会社　株式会社ノーブル
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

## 特別清算協定認可

**平成２５年（ヒ）第８号**
長崎県佐世保市鹿子前町708番地
清算株式会社　株式会社アイ企画
代表清算人　黒木　和彰
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙弁済額欄記載の各金額を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　本件協定債権者を除く各協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙弁済基準額欄記載の金額の割合に応じて弁済する。この場合、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
長崎地方裁判所佐世保支部

## 包括的禁止命令

**平成２３年（再）第３９号**
東京都千代田区神田佐久間町３丁目37番４号
再生債務者　株式会社中谷商会
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年１月28日
東京地方裁判所民事第20部

## 監 督 命 令

**平成２６年（再）第４号**
東京都中野区鷺宮１丁目30番19号
再生債務者　大神田建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都文京区本郷７丁目２番５号平清ビル６階　森法律事務所　弁護士　森　順子
平成26年１月27日
東京地方裁判所民事第20部